

令和元年度環境騒音(一般地域) 調査結果

一般環境中の騒音測定を市内5地点（住居地域3地点、工業地域1地点、準工業地域1地点）で実施した。

測定の結果、昼間及び夜間の時間帯において、いずれの地点も環境基準以下であった。

測定結果

(単位：デシベル)

測定場所 (地 域)	測定日	時間の区分	等価騒音レベル (LAeq)	環境基準 (一般地域)	地域の 類型
屋形一丁目 (第2種低層住居専用)	R2.2.27	昼間	39	55以下	A
		夜間	30	45以下	
宮原町 (第2種中高層住居専用)	R2.3.9	昼間	45	55以下	A
		夜間	42	45以下	
国母七丁目 (第1種住居)	R2.2.26	昼間	45	55以下	B
		夜間	43	45以下	
幸町 (準工業)	R2.3.4	昼間	45	60以下	C
		夜間	34	50以下	
青葉町 (工業地域)	R2.2.13	昼間	43	60以下	C
		夜間	37	50以下	

※騒音に係る環境基準(一般地域)

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、行政上騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものである。

(時間の区分)

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から午前6時まで

(地域の類型)

地域の類型	環境基準	
	昼間	夜間
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

AA：療養施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※本県ではAA類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

※等価騒音レベル (LAeq)

不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの。